

R4.9.2提出分

区 分	議案No.	議 案 名	説明者	担当課	
議案	条例	80	雲南市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について ・地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等による育児休業の取得回数制限の緩和、会計年度任用職員の取得要件の緩和等に伴い、必要な措置を講じるため、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	人事課
		81	雲南市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例について ・「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律」が公布され、これにより公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、選挙運動用ポスター作成等の公営に要する経費に係る単価が改正されたことから、関係する条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	選挙管理委員会 (総務課)
		82	雲南市家畜集合センター等に関する条例の一部を改正する条例について ・木次畜産集合検査場及び三刀屋家畜集合センターの用途を廃止することに伴い、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	林業畜産課
		83	雲南市手数料徴収条例の一部を改正する条例について ・建築基準法の一部改正や長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い手数料を改正するため、条例の改正が必要となることから、議会の議決を求めるものです。	副市長	建築住宅課
		84	雲南市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について ・特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	建築住宅課
一般事件	85	市道の路線認定について ・市道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長	建設総務課	
	86	市道の路線変更について ・市道の路線変更について、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長	建設総務課	
	87	(仮称)加茂BSスマートインターチェンジの設置に関する工事等細目協定の変更について (仮称)加茂BSスマートインターチェンジの設置に関する工事等細目協定を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び雲南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。	副市長	都市計画課	
	88	雲南市掛合酒蔵資料館(展示販売施設及び酒造施設)の長期かつ独占的な使用の許可の変更について ・長期かつ独占的な使用の許可の変更について、地方自治法第96条第1項第11号及び雲南市掛合酒蔵資料館条例第14条の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長	産業施設課	
	89	令和3年度雲南市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について ・地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度雲南市水道事業会計決算に伴う利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和3年度雲南市水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	水道局長	水道局 総務課	

区 分	議案No.	議 案 名	説明者	担当課
	90	令和3年度雲南市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について ・地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度雲南市下水道事業会計決算に伴う利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和3年度雲南市下水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	水道局長	水道局 総務課
予算	91	令和4年度雲南市一般会計補正予算（第4号） ・補正額 918,000千円 補正後の額 33,050,840千円	歳入は総務部長 歳出は各部長	財政課
	92	令和4年度雲南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） ・補正額 10,693千円 補正後の額 4,662,363千円	市民環境部長	財政課
	93	令和4年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） ・補正額 9,407千円 補正後の額 1,207,407千円	市民環境部長	財政課
	94	令和4年度雲南市下水道事業会計補正予算（第1号） 【収益的収支】 ・下水道事業収益 補正額 4,565千円 補正後の額 1,061,199千円 ・下水道事業費用 補正額 678千円 補正後の額 962,986千円 【資本的収支】 ・資本的収入 補正額 2,410千円 補正後の額 429,693千円 ・資本的支出 補正額 380千円 補正後の額 848,705千円	水道局長	水道局 総務課
	95	令和4年度雲南市病院事業会計補正予算（第1号） 【収益的収支】 ・病院事業収益 補正額 290,437千円 補正後の額 4,762,002千円 ・病院事業費用 補正額 163,995千円 補正後の額 5,459,516千円 【資本的収支】 ・資本的収入 補正額 14,800千円 補正後の額 332,121千円 ・資本的支出 補正額 26,801千円 補正後の額 503,653千円	市立病院 事務部長	市立病院 経営課
同意	1	雲南市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ・任期満了に伴う雲南市教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。	副市長	人事課
認定	1	令和3年度雲南市一般会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度雲南市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	会計課
	2	令和3年度雲南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度雲南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	会計課
	3	令和3年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	会計課

区 分	議案No.	議 案 名	説明者	担当課	
	4	令和3年度雲南市農業労働災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度雲南市農業労働災害共済事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	会計課	
	5	令和3年度雲南市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度雲南市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	会計課	
	6	令和3年度雲南市財産区特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度雲南市財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	会計課	
	7	令和3年度雲南市工業用水道事業会計決算認定について ・地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度雲南市工業用水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	水道局長	水道局 総務課	
	8	令和3年度雲南市病院事業会計決算認定について ・地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度雲南市病院事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	市立病院 事務部長	市立病院 経営課	
	諮問	4	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長	人権推進室
		5	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長	人権推進室
		6	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長	人権推進室
7		人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長	人権推進室	
報告	13	議会の委任による専決処分の報告について ・法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること及びその和解に関して、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により委任された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。	産業観光部長	産業施設課	
	14	雲南市土地開発公社の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	政策企画部長	政策推進課	
	15	雲南都市開発株式会社の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	産業観光部長	商工振興課	
	16	株式会社キラキラ雲南の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	教育部長	社会教育課	

区 分	議案No.	議 案 名	説明者	担当課
	17	公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	教育部長	文化財課
	18	市有林の信託に係る事務処理状況の報告について ・地方自治法第243条の3第3項の規定により、雲南市有林の信託に係る事務処理状況を議会に報告するものです。	農林振興部長	林業畜産課
	19	令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、決算に基づく健全化判断比率を議会に報告するものです。	総務部長	財政課
	20	令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の決算に基づく資金不足比率を議会に報告するものです。	総務部長	財政課